

介護サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援事業費補助金にかかるQ&A

No	区分	質問	回答
1	対象・要件	対象となる事業所等は。	申請時点で運営に要する経費の支払実績を有し、事業を継続中である長崎県内の以下のサービス等を提供する介護保険施設等、養護老人ホーム、軽費老人ホームが対象となります。 対象サービス：通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、指定介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型（看護小規模多機能型居宅介護）、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、指定居宅介護支援事業所
2	対象・要件	R4年度途中で休止・廃止した事業所は対象になるか。	実施要綱第2条に記載のとおり、交付の対象は、「申請時点でサービス提供を継続中かつ運営に要する経費の支払実績を有する」ことが必要なため、申請時点で休止・廃止している事業者は対象となりません。 なお、今回の補助金は、令和4年度の1年分の支援になりますので、申請時点で上記を満たしていても、年度内に休止・廃止する予定の事業所については、休止・廃止以降分については、支援の対象となりませんので、申請の際ご注意ください。 誤って休止・廃止日以降分の助成を受けた場合は、返還の対象となりますので、速やかに申し出てください。 例) 令和5年3月1日付け休止（又は廃止）の場合 ・電気代の場合、3月の1か月分を除いた金額を基礎に、物価上昇率及び補助率を乗じた金額を助成 ・ガソリン代の場合 1台当たりの単価46,000円に台数及び補助率、11か月/12か月を乗じた金額を助成
3	対象・要件	令和3年度に事業を休止し令和4年度に入って再開した事業所は対象になるか。	申請時点までに事業が再開され、運営に要する経費の支払実績がある場合は、対象になります。 ただし、年度途中で再開した場合は、再開以降分しか対象になりません。
4	対象・要件	支援スキームはどのようなものか。	支援対象施設の特性を考慮し最も支援効果が高い分野を選定して支援することとしており、入所及び通所系の施設等へは電気代、訪問及び相談系の事業所へはサービス提供のための訪問等に使用する車両の燃料代に対して補助を行うこととしております。電気代については、R3年度の電気料金の実績額に物価上昇率（18.6%）及び補助率（1/2）を乗じた額、燃料代については、車両の台数に46千円及び補助率（1/2）を乗じた額を補助することとしています。
5	対象・要件	電気代支援について、令和3年度の実績額は、令和3年4月から令和4年3月に使用した電気代か、それとも支払った電気代か。	令和3年度の実績額とは、令和3年4月から令和4年3月分として施設等が負担した電気代の実績額となります。令和3年4月から令和4年3月に支払った額ではありませんのでご注意ください。

R4.12.19修正

R5.1.30修正

6	対象・要件	市町が別途物価高騰の支援を行う場合は、その市町の施設について県の支援は行うのか。	各市町において、今年度、原油価格・物価高騰の緊急支援のため、介護サービス事業所、介護保険施設又は障害福祉サービス施設に対し、補助金などの支援を行っている場合、若しくは、今後、支援を行う予定の場合には、必要に応じて、支援を受ける事業所に対し、県の補助金の調整を行う場合があります。（市町の補助金が調整される場合もあり得ますので、市町分については、申請する市町にご確認願います。）
7	対象・要件	どの期間の電気代、ガソリン代が補助対象となるのか。	令和4年4月から令和5年3月分の電気代又はサービス提供のために使用する車両の燃料代に対し、補助を行います。ただし、R4年度途中から開設した事業所等については、それ以降が補助対象となります。
8	対象・要件	公設民営の施設は対象か。	対象として差し支えありません。（公営の施設、事業所以外は対象となります。）
9	対象・要件	一部事務組合で実施している介護保険サービスは対象となるのか。	対象外とします。（公営の施設、事業所とみなします。）
10	対象・要件	同一の事業所で介護保険と障がい福祉の両方のサービス（共生型サービス）を一体的に行っている場合は、介護サービス施設等支援の補助金と障害福祉サービス支援の補助金のどちらが優先か。	介護保険サービス又は障害福祉サービスのうち、主となるサービスで申請してください。（重複申請はできません。）
11	対象・要件	介護サービスを行っている医療機関は、医療機関支援の補助金と介護サービス施設等支援の補助金と双方もらえるのか。	医療機関が介護サービスを行っている場合、どちらかの補助金を選択してください（重複申請はできません）
12	対象・要件	介護老人福祉施設と同施設内の事務室で居宅介護支援事業所を運営している。介護老人福祉施設の電気代と居宅介護支援事業所の訪問のための車両の燃料代どちらも対象となると考えて良いか。	お見込のとおり、介護老人福祉支援施設の電気代と居宅介護支援事業所の訪問のための車両の燃料代いずれも対象となります。
13	対象・要件	No.12の事例で、居宅介護支援事業所として使っている事務室の電気代は対象となるのか。	対象施設の特性を考慮し、相談系事業所等は燃料代支援が効果が高い分野として燃料代を対象として選定しておりますので、居宅介護支援事業所の事務室の電気代は対象としません。そのため、NO.12の事例の介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業所の電気代を除いた電気代が対象となります。
14	対象・要件	介護保険サービス事業所利用者の送迎用車両や施設入所者の通院等に利用する車両の燃料代は対象にならないのか。	利用者送迎用車両等の燃料代も価格高騰の影響を受けていることは承知しておりますが、通所施設や入所施設は電気代支援の方が効果が高いと判断しており、車両用燃料代は対象としておりません。
15	申請方法等	申請方法はどのようにすればよいか。	県ホームページに申請書を掲載しますので、ダウンロードしていただき、郵送で事務局（送付先はホームページ等に掲載）へお送りください。
16	申請方法等	メールやFAXでの申請は可能か。	郵送のみの対応とさせていただきます。お手数ですが、郵送で事務局へお送りください。
17	申請方法等	郵送に簡易書留などの指定はあるか。	普通郵便でも差し支えありません。こちらから指定は致しませんが、追跡ができる簡易書留やレターパックなどで郵送いただくと、届いたことが確実に確認できます。

18	申請方法等	申請書は事務局に持参できないか。	新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送のみの取扱いとします。
19	証拠書類	証拠書類はどのようなものを揃えておけばよいか。	補助金に係る証拠書類として以下の書類を事業所内に5年間保管していただく必要があります。 ①交付申請書写し ②収入及び支出の関係を示す書類（決算書類等） ③申請した自動車と保有者との関係を示す書類（車検証、車庫証明等） ④自家用車の場合、保有者と事業所の関係を示す書類（雇入通知書、労働条件通知書、給与明細等） ⑤常勤換算算定の基となる申請日の前月分の勤務表（実績）
20	申請方法等	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と口座名義は一致（法人名のみ名義は可）する必要があり、これが異なる場合、支払いができません。ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。委任状は任意様式となりますが、ひな形を県のホームページに掲載します。
21	申請方法等	申請期間はいつまでか。	令和5年1月31日（火）までとなります。
22	申請方法等	申請は法人単位で行うのか、各事業所単位で行うのか。	申請は、法人単位で行っていただくこととなります。法人に複数の事業所がある場合は、法人でまとめて申請してください。
23	補助金額の算定方法等	令和4年度に新設した事業所は対象になるのか。対象になる場合、令和3年度の電気代実績がないが補助金額はどのように算定するのか。	令和4年度に新設した事業所でも申請時点で運営に要する経費の支払実績を有し、事業継続中であれば対象となります。この場合の補助金の計算方法について、電気代の場合は、令和4年度に事業所が負担した電気代をもとに算出することとなります。具体的には、次の例のように計算します。 <例> 事業開始：令和4年10月1日（令和4年度中の事業実施は6カ月間） 補助金申請日：令和5年1月10日 電気代実績額：令和4年10月～12月 合計30万円 補助金額：30万円÷3カ月×6カ月×18.6/118.6×1/2 → 47,000円 ※千円未満切り捨て
24	補助金額の算定方法等	R3年度途中で新設した事業所で、電気代の実績額が12月に満たない場合、補助金額はどのように算出するのか。	令和3年度の途中から事業を開始した事業所は、運営開始の月から令和4年3月までに施設等が負担した電気代の実績額を12か月分に換算した額に物価上昇率（18.6%）及び補助率（1/2）を乗じて算出することとなります。具体的には、次のように計算します。 <例> 事業開始：令和3年10月1日 電気代実績額：令和3年10月～令和4年3月（6か月） 合計60万円 補助金額：60万円÷6カ月×12カ月×18.6%×1/2 → 111,000円 ※千円未満切り捨て

25	補助金額の算定方法等	様式第1号交付申請書兼実績報告書に添付する「施設等が負担した電気代の実績の金額が確認できる書類」として何が認められるのか。	「決算書類の該当部分、帳票類、領収書、レシート等のいずれか一つ」としていますが、対象金額が確認できるものであれば、各事業者で費用を集計している帳簿など幅広く捉えていただいて結構です。申請者の負担軽減及び早期の交付を図る一方で、誤支給をさけるため、このような取り扱いといたします。なお、申請書様式第4号において偽り又は虚偽の内容がないことを誓約いただき、不正な手段により交付を受けたものと認められたときは、補助金を返還していただくこととなります。
26	補助金額の算定方法等	様式第2号は事業別に分けて記載するとされているが、複数の施設等の電気料金等を合算して整理している場合はどうするのか。	各事業の決算で費用計上されている考え方で振り分け、対象となる施設等ごとに実績額をご記入ください。振り分けにあたっては、事業費比率や施設規模などの合理的な基準により按分されているかと思しますので、この場合、算出基礎や計算過程がわかる書類を添付してください。
27	補助金額の算定方法等	複数の事業所において同一の車を使用している場合はどうなるのか。	主たる事業所において申請してください。（重複申請はできません。）
28	補助金額の算定方法等	法人所有の車以外でも対象となるか。	訪問系・相談系の事業所において職員の自家用車により訪問介護サービス等を実施している場合は対象となります。（ただし、事業所あたりの常勤換算数（小数点切り上げ）が上限となります。）
29	補助金額の算定方法等	リース車両も対象か。	対象として差し支えありません。
30	補助金額の算定方法等	電気自動車で利用者宅を訪問している場合は対象となるか。	充電に要する経費を燃料代と捉え対象として差し支えありません。
31	補助金額の算定方法等	バイクで利用者宅を訪問しているが対象となるか。	原動機付き自転車を含め、ガソリンを使用している車両（ハイブリッド車を含む）は対象です。
32	補助金額の算定方法等	事業所が燃料代を負担する車両が対象とされているが、訪問介護で職員の自家用車を使用する場合、職員への燃料代は従来から定額支給で、今般の高騰分は加味していない。この場合でも支援金の対象となるか。	訪問介護員等が、自家用車を使用して利用者の居宅へ訪問し介護サービスを提供する場合において、本支援金の対象となるのは、事業所が燃料代を負担する場合のみです。これは、今般の高騰分を含む負担であり、従来からの定額支給額に変更がないなど、高騰分を事業所が負担していることが説明できない場合（令和4年度内に過去に遡って対応予定の場合は除く。）は対象となりません。
33	補助金額の算定方法等	車両の常勤換算による台数制限の対象となる業務は何か。	申請する事業所等において勤務した直接処遇職員の業務が対象となりますので、管理業務のみの管理者や定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーター、夜間対応型訪問介護のオペレーションセンター従事者の業務等は対象になりません。

34	補助金額の算定方法等	<p>株式会社に通所介護事業所と居宅介護支援事業所を同一建物で経営している。電気代は、別々の請求ではなく、法人として請求され、法人として支払いしている。電気代は居宅介護支援事業所は対象外となっているが、どのように補助金申請を行えばよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気代について、居宅介護支援事業所は補助対象外のため、原則、その分を除いて補助金申請を行っていただく必要があります。 ・これまで、支払いは法人で行っており、それぞれの事業所分として分けて整理されていないとのことですので、今回の補助金申請に当たっては、お手数ですが、それぞれの事業所ごとに電気代の請求額を按分していただくなど整理していただく必要があります。 ・整理後、通所介護事業所分のみで、電気代の補助金申請を行ってください。 ・按分の方法については、A26にも記載しておりますが、法人として、合理的な基準であれば、特に按分の方法について県としての指定はありません。 ・補助金申請に併せ、どのように按分されたかわかる資料（任意様式）を添付していただきますようお願いします。 ・なお、居宅の事務室と通所の事務室が同じ場所など、按分が困難と判断される場合は、個別に相談対応いたしますので、長寿社会課担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。
----	------------	---	--

R4.11.30追加